大村益次郎没後１５０年事業実行委員会実施要領

（目的）

第１条

　　大村益次郎没後１５０年事業実行委員会規約（以下「規約」という。）第４条に基づき大村益次郎没後１５０年事業実行委員会実施要領（以下「要領」という。）を定める。

（事業計画）

第２条　規約第1条の事業は、以下の通りとする。

（１）旧大村神社境内地及び国指定史跡大村益次郎墓所周辺エリアを「(仮称)歴史公園」として整備する。

（２）「(仮称)歴史公園」と「鋳銭司郷土館」などを結び、回遊して学習できるエリアを構築するために「(仮称)歴史の道」として遊歩道を整備する。

（３）適地を選定して、大村益次郎顕彰モニュメントを建立する。

（４）大村益次郎ゆかりの特産品(食品・グッズ・酒等)を開発する。

（５）大村益次郎講演会の開催、観光ボランティアガイドの育成、パンフレット(冊子)の作成及びホームページの開設を実施する。

（６）その他、大村益次郎を顕彰する事業を実施する。

（組織）

第３条　実行委員会及び関係機関及び団体との関係は、以下のとおりとする。

鋳銭司自治会

大村益次郎没後150年

実行委員会

山口県

総務部会

山口観光

コンベンション協会

運営委員会

企画運営部会

地域防災部会

第２分科会

要領第２条第1項の

第４号

第５号

第６号

を担当

第１分科会

要領第２条第1項の

第１号

第２号

第３号

を担当

環境部会

山口市

大村神社総代会

祭事のみ

教育民生部会

単位自治会

事務局

(工程表)

第４条　事業に関わる工程は、以下の通りとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業計画 | 協働団体（個人） | スケジュール案 | 課題 |
| （１）旧大村神社境内地及び国指定史跡大村益次郎墓所周辺エリアを「(仮称)歴史公園として整備する。 | ・大村和敏氏  ・隣接の地権者  ・山口市  ・大村神社総代会  ・老人クラブ連合  　会 | ①地権者の大村氏による山口市へ土地の寄付の交渉  ②公園のイメージ図の作成  ③山口市による公園化の許可  ④業者または有志の選考  ⑤工事施工  ⑥公園完成式典  ⑦定期的管理 | ・モニュメントの有無  ・完成後の管理をどこがするのか |
| （２）「(仮称)歴史公園」と「鋳銭司郷土館」などを結び、回遊して学習できるエリアを構築するために「(仮称)歴史の道」として遊歩道を整備する。 | ・地権者  ・山口市  ・大村神社総代会 | ①ルートの決定  ②地権者の同意  ③山口市へ協力の交  　渉  ④施行者（業者または有志）の選考  ⑤工事施工  ⑥看板設置  ⑦遊歩道完成式典  ⑧定期的管理 | ・地権者の判明  ・完成後の管理をどこがするのか  ・車で墓所に参る方がよいのでは |
| （３）適地を選定して、大村益次郎顕彰モニュメントを建立する。 | 山口市 | ①モニュメントデザインの公募  ②デザインの決定  ③山口市との交渉  ④制作業者の選考  ⑤制作依頼  ⑥除幕式 | ・記念碑なのか銅像なの  　か  ・交流センター完成の時期に合うかどうか |
| （４）大村益次郎ゆかりの特産品(食品・グッズ・酒等)を開発する。 | ・鋳銭司商工振興  　会  ・鋳銭司自治会企画運営部会 | ①デザインの決定  ②商標登録  ③特産品の選考  ④特産品の開発  ⑤特産品の製造  ⑥販売ルートの検討  ⑦試作品を全戸配付 | ・企画運営部会事業との線引き  ・原材料の確保  ・製造、販売をどこがするのか |
| （５）①観光ボランティアガイドの育成。 | ・山口市  ・山口観光コンベンション協会  ・鋳銭司自治会企画運営部会 | ①山口市ボランティアガイド調査  ②鋳銭司観光ボランティアガイド概要の検討  ③山口市の協力依頼  ④観光ボランティアガイド公募  ⑤観光ボランティアガイド講習会参加  ⑥観光ボランティアガイド登録  ⑦観光客へのガイドサービス | ・企画運営部会事業へ移行か  ・運営方法  ・パンフレットの制作 |

（５）②　講演会の開催

③　パンフレット（冊子）の作成

④　ホームページの開設

（６）その他　大村益次郎を顕彰する事業（案）

①　ワークショップを開催し、地域全体で１５０年事業の検討

　　　　‘各団体で何が出来るか’

②　青少年の海外派遣

③　「花神」DVD上映会

④　「蔵六よあけの道(咸宜園)」ツアー　など